

令和4年第5回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和4年6月24日（金）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 教育指導課長 子ども未来部長 子ども未来課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	25号	幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	承認

令和4年第5回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和4年6月24日（金）13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和4年第5回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

はじめに、日程第1、第25号議案「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について議題に供します。

教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

教育指導課長でございます。

第25号議案、「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

まず、教員特殊業務手当についてご説明します。教員特殊業務手当とは、職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のものであるときに支給する特殊勤務手当であり、教員等の勤務の特殊性に着目して支給される手当です。

北区議会令和4年第2回定例会において、幼稚園教育職員の教員特殊勤務手当の上限額を改正する条例改正について可決いただきました。これを受けて、従事した業務の区分に応じ、支払額の詳細を規定している規則を改正するために本議案を提出いたします。

お手元の資料、2ページ、第25号議案、「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」の説明欄をご覧ください。他団体との均衡を図り、教員特殊業務手当の支給額を改定するため、この規則案を提出いたします。

それでは、具体的な規則改正の内容を説明いたします。

資料3ページの新旧対照表をご覧ください。別表第2の1、非常災害時における幼児の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務に従事したときの支給額、3,200円を8,000円に。

2、特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したときの支給額、6,400円を16,000円に。

3、幼児の負傷、疾病等に伴う緊急の業務に従事したとき、4、幼児に対する緊急の補導業務に従事したときの支給額、3,000円を7,500円に改めます。

それでは、1ページにお戻りいただき、付則でございます。施行期日は、公布の日から施行することとし、令和4年4月1日以降の勤務について適応いたします。

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の説明は以上となります。審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第25号議案は原案どおり承認することに決定いたします。  
以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして令和4年第5回教育委員会臨時会を閉会いたします。